



府 食 第 8 8 8 号
平成 2 3 年 1 1 月 8 日

食品安全委員会委員長 小泉直子 殿

調査・研究企画調整会議座長 廣瀬雅雄

平成 2 3 年度食品安全確保総合調査対象課題（案）について

標記について、平成 2 3 年 1 1 月 7 日に開催した第 6 回調査・研究企画調整会議において審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

平成23年度

食品安全確保総合調査対象課題（案）

平成23年11月

食品安全委員会 調査・研究企画調整会議

平成23年度食品安全確保総合調査対象課題（案）

番号	調査課題	調査目的	備考
1	海外のリスク評価機関におけるガイドライン等に関する調査	<p>海外のリスク評価機関では農薬のリスク評価に関するガイドライン等を文書化している。WHO/FAO 合同残留農薬専門家会議（以下「JMPR」という。）では試験方法や試験結果等の報告書への記載方法を示したガイドラインを作成しており、これは JMPR の評価書の構成と採用された試験成績を理解する上で有益である。</p> <p>また、米国環境保護庁（以下「EPA」という。）におけるガイドライン等は EPA における発がん性、繁殖毒性及び神経毒性等の各種毒性試験のリスク評価に関する基本原則と科学的方針を示したものとなっており、EPA のリスク評価の考え方等を理解する上で有益である。</p> <p>このため、これらガイドライン等の翻訳を行い、それを用いて JMPR のガイドラインの内容と我が国のガイドラインの要求事項等について比較する。</p> <p>また、EPA でリスク評価を行う際に用いられるリスク要因の特定について概要をまとめる。さらに、EPA のガイドラインにおける安全係数に関する記述について横断的な概要を作成する。</p>	

番号	調査課題	調査目的	備考
2	リステリア・モノサイトゲネスの評価手法等に関する調査	<p>リステリア感染症は、健常者では、発熱を伴う胃腸炎を呈し殆どが自然治癒するが、基礎疾患を有するヒトや妊婦では、全身感染をおこし、髄膜炎や胎児の流・死産など重篤化することがある疾病である。発生状況は、集団発生が少ないため、食中毒事例としての報告数は少ないものの、主な原因は RTE 食品であると考えられている。</p> <p>微生物・ウイルス専門調査会では平成 18 年 10 月にリステリア・モノサイトゲネスについて食品健康影響評価のためのリスクプロファイルを作成しており、平成 23 年 2 月から 5 月までリスクプロファイル「非加熱喫食調理済み食品 (Ready-to-eat) におけるリステリア・モノサイトゲネス」の更新作業を行ってきたところである。</p> <p>その結果、当該菌は冷蔵保管温度 (2~6℃) でも増殖がみられ、製造から喫食までの段階で長期保存が行われればリスクが高まることが推測されている。</p> <p>今後、食品健康影響評価を行うにあたり、参考となる海外のリスク評価書の収集・要約・整理・分析を実施し、RTE 食品におけるリステリア汚染によるリスク評価モデルの検討を行う。</p>	

番号	調査課題	調査目的	備考
3	諸外国におけるリスク管理措置のモニタリング・勧告の実情に関する調査	<p>食品安全委員会においては、リスク管理機関に対するモニタリングとして、「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査」（年2回）、食品安全モニターによる監視（随時報告等）等を行っているところであるが、これまでリスク管理機関に対する勧告に至った例はなく、意見具申を行った事例も限られている。（一方で、不十分なリスク管理措置による健康被害が皆無ではない）。</p> <p>そこで、我が国に先駆けて評価と管理の分離を行っている諸外国における取組みの情報収集を行うことにより、我が国のリスク管理機関に対するモニタリングの在り方の参考としようとするもの。</p>	

平成23年度食品安全確保総合調査の調査課題一覧

番号	担当課	調査課題名	調査実施機関
1	評価課	放射性物質の食品健康影響評価に関する情報収集調査	(財)原子力安全技術分析センター
2	評価課	腸管出血性大腸菌の食品健康影響評価に関する調査	(財)日本食品分析センター
3	評価課	ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する調査	(株)三菱化学テクニサーチ
4	情報課	食品中に含まれる物質等の安全性評価等科学的知見の収集に関する調査	(株)東レリサーチセンター
5	評価課	海外のリスク評価機関におけるガイドライン等に関する調査	※
6	評価課	リステリア・モノサイトゲネスの評価手法等に関する調査	※
7	広報課	諸外国におけるリスク管理措置のモニタリング・勧告の実情に関する調査	※

※追加調査課題(案) (第6回調査・研究企画調整会議(平成23年11月7日開催)決定)



府 食 4 3 4 号
平成 2 3 年 6 月 1 日

食品安全委員会委員長 小泉直子 殿

調査・研究企画調整会議座長 廣瀬雅雄

平成 2 3 年度食品安全確保総合調査の対象課題の（案）について

標記について、平成 2 3 年 5 月 2 3 日に開催した第 1 回調査選定部会及び 5 月 2 6 日に開催した第 4 回調査・研究企画調整会議において審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

平成23年度

食品安全確保総合調査の対象課題（案）

平成23年5月

食品安全委員会 調査・研究企画調整会議

平成23年度食品安全確保総合調査対象課題（案）

番号	調査課題	調査目的	備考
1	<p>ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準の設定された農薬、動物医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する調査</p>	<p>食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関するポジティブリスト制度の導入に伴い、食品安全委員会において、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。</p> <p>国際的な評価機関であるFAO/WHO合同残留農薬専門家会議（以下「JMPR」という。）及びFAO/WHO合同添加物専門家会議（以下「JECFA」という。）と最新の評価を行っている欧州食品安全機関（以下「EFSA」という。）の評価書が我が国での評価を行う上で有益性が高いため、今後、評価を行うべき農薬等のうち、JMPR、JECFA及びEFSAの評価結果を有しているものについて、それぞれの評価書の翻訳を行うとともに、必要な情報を整理し、評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめる。</p> <p>・調査対象物質：アルベンダゾール他37物質</p>	

番号	調査課題	調査目的	備考
2	食品中に含まれる物質等の安全性評価等科学的知見の収集に関する調査	<p>食品安全委員会は、食品安全基本法第23条第2項に基づき、関係大臣による諮問のほか自ら健康影響評価を行うこととされており、食品安全委員会が自ら行う評価（以下「自ら評価」という。）の案件候補として検討した結果、情報提供することが重要であるとされた物質等について、各国の食品安全機関・国際機関等が保有する情報及び国内外のリスク評価の状況等を取りまとめ、ファクトシートを作成して国民に向けて食品安全委員会ホームページ等で情報提供を行っているところである。</p> <p>国民が関心ある情報を迅速に提供するため、平成22年度に自ら評価の案件候補として検討した結果、情報提供を行うことが重要であるとされた物質等について、最新の情報を収集し、その結果を公表する。</p> <p>また、よりわかりやすく提供することが求められていることから、ファクトシートとして整理し、提供することとする。</p> <p>・調査対象物質等：フッ素樹脂他9ハザード</p>	

番号	調査課題	調査目的	備考
3	腸管出血性大腸菌の食品健康影響評価に関する調査	<p>本年4月下旬に、富山・福井・神奈川などにおいて、ユッケ（生食用牛肉）が原因食品であると推定される集団食中毒事件が発生し、そのうち4名が死亡した。</p> <p>また、当委員会では、食品健康影響評価のためのリスクプロファイル「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌」（2010年4月更新）を作成し、広く情報の提供と、そのリスクについて警鐘してきたところである。今回の食中毒事件の発生に鑑み、さらなる情報の充実、食品健康影響評価は急務であることから、以下の調査を緊急に実施する。</p> <p>○調査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腸管出血性大腸菌の発症菌数、用量反応その他国内外の科学的知見の収集。 ・生食用牛肉の加工等の工程における食中毒原因菌によるリスク低減の検証に必要な科学的知見の収集。 	